

公益社団法人日本語教育学会 理事の職務権限規程

制 定	2012 年 12 月 1 日 2012 年度第 3 回理事会
一部改正	2017 年 7 月 23 日 2017 年度第 3 回理事会
一部改定	2024 年 12 月 22 日 2024 年度第 2 回理事会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の定款第 27 条の規定に基づき、本学会の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長、業務執行理事たる副会長及び常任理事をいう。

(法令等の遵守)

第 3 条 理事は、法令、定款及び本学会が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し協力して、定款に定める本学会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理事)

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本学会の業務の執行の決定に参画する。そのほか理事の職務を遂行する上で必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(会長)

第 5 条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本学会を代表し、その業務を執行する。詳細は別に定める。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第 6 条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、業務執行理事として本学会の業務を執行する。詳細は別に定める。

(2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常任理事)

第7条 常任理事の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し、代議員総会の議決した事項を処理する。

(2) 常勤の常任理事は、事務局を統括する。

(代行順位の決定)

第8条 第6条第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 雑則

(細則)

第9条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

本規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則 （2017（平成29）7月23日第4条、第5条、第6条、第7条改定）

本規程の改定は、2017（平成29）年7月23日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024年12月22日から施行する。